

第

労務理

労務

新在也 石川品江 現多 南林 等 別行
姓 氏 名 (内 女 二 九 名)

参加人員 全員

期日 昭和十八年八月

原因 昭和十八年八月 会社側より織機改良の理由より織機工、機屋

改良に必要なりと、先づ機下へ進め九月末迄ハ一ヶ月間ハ機下

手当支給し、手給費也、但し、内容此致の旨申すルト其、内容ニ

関し機下へ申すルテ職工側より機下へ提出せらるる也。

経過 職工、其、所、手、常、通、り、就、業、シ、極、く、タ、ル、ガ、今、社、側、ハ、其、所、一、機、動、

日本綿織株式会社 天工場

另印券

8 7 31
5019

(協 調 會 勞 働 課)

Vertical text on the right page, likely bleed-through or faint handwriting.